



40 m

イ 39-3      ハ 52-1  
ロ 53-1      ニ 39-5



地番区域見出  
大宮西小野堀町  
A 大宮東小野堀町  
A

請求部	所在	京都市北区大宮西小野堀町		地番	43番14		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	備付年月日(原図)			補事項			

## 京都市 指定道路図(参考図)



本サービスは、京都市の都市計画区域内における建築基準法上の道路の種別を示した指定道路図(参考図)です。詳細情報については、京都市都市計画局建築指導部建築指導課窓口でご確認ください。なお、電話によるお問い合わせは、錯誤が生じた場合の影響が大きいため、対応いたしかねます。  
Copyright : CITY OF KYOTO All Rights Reserved.

2025年10月3日17時20分

表題部 (土地の表示)		調製	平成9年9月25日	不動産番号	1307000010554
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	京都市北区大宮西小野堀町			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
43番14	宅地	175:36	:	43番1から分筆 〔昭和55年2月18日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年9月25日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成1年4月25日 第10747号	原因 昭和63年10月17日死因贈与 所有者 京都市北区大宮西小野堀町43番地の 14 岩子文子 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年9月25日
2	所有権移転	平成28年3月3日 第10021号	原因 平成27年12月9日相続 所有者 京都市北区大宮西小野堀町43番地の 14 志田洋子

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成1年6月2日 第14213号	原因 昭和63年10月17日受贈による相続 税及び利子税平成1年6月1日設定 債権額 金1,738万1,600円 内訳 相続税額金1,156万円 利子税額 金582万1,600円 延滞税の額 国税通則法所定の額 債務者 京都市北区大宮西小野堀町45番地の 14 岩子文子 抵当権者 大蔵省 (取扱庁 上京税務署) 共同担保 目録(ホ)第844号 順位1番の登記を移記 共同担保 目録(ホ)第844/1307号
2	1番抵当権抹消	平成9年5月13日 第11499号	原因 平成9年3月27日完納 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年9月25日

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。  
\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成9年9月25日	不動産番号	1307000010542
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	京都市北区大宮西小野堀町			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
43番1	宅地	71:15		余白	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年9月25日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	水澤政次郎持分全部移転	平成1年4月13日 第9671号	原因 昭和63年10月17日相続 共有者 京都市北区大宮玄塚北町23番地の1 持分2分の1 水沢猛 順位4番の登記を移記
2	吉野宏一、吉野和美持分全部移転	平成4年3月27日 第5720号	原因 平成4年3月27日売買 共有者 京都市北区紫竹西南町59番地 持分10分の2 藤原初枝 京都市北区紫竹北栗栖町10番地の7 10分の3 藤原勝人 順位5番の登記を移記
付記1号	2番登記名義人表示変更	平成15年9月30日 第19252号	原因 平成4年3月27日住所移転 共有者藤原勝人の住所 京都市北区大宮西小野堀町43番地の13
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年9月25日
3	藤原初枝持分全部移転	平成15年9月30日 第19255号	原因 平成15年5月27日相続 共有者 京都市北区大宮西小野堀町43番地の13 持分10分の2 藤原勝人
4	水沢猛持分全部移転	平成26年12月22日 第63982号	原因 平成26年6月12日相続 共有者 京都市北区大宮西小野堀町67番地 持分2分の1 水沢康博

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1(あ)	藤原初枝、藤原勝人持分抵当権設定	平成4年3月27日 第5721号	原因 平成4年2月26日保証委託契約による 求償債権平成4年3月27日設定 債権額 金1,000万円 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 京都市北区紫竹北栗栖町10番地の7 藤原勝人 抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目1番1号サンワ東京ビル 三和信用保証株式会社 共同担保 目録(つ)第4548号 順位3番(あ)の登記を移記 共同担保 目録(つ)第4548/1307号
1(い)	藤原初枝、藤原勝人持分根抵当権設定	平成4年3月27日 第5721号	原因 平成4年3月27日設定 極度額 金550万円 債権の範囲 保証取引 保証委託取引 手形債権 小切手債権 債務者 京都市北区紫竹北栗栖町10番地の7 藤原勝人 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目1番1号サンワ東京ビル 三和信用保証株式会社 共同担保 目録(つ)第4549号 順位3番(い)の登記を移記 共同担保 目録(つ)第4549/1307号
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記

			平成9年9月25日
2	1番(あ)抵当権抹消	平成16年4月20日 第22876号	原因 平成16年3月26日解除
3	1番(い)根抵当権抹消	平成16年4月20日 第22877号	原因 平成16年3月31日解除

共同担保目録				
記号及び番号	(㉔)第4548/1307号		調製	平成9年12月11日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備	
1	京都市北区大宮西小野堀町 <u>43番1の土地</u> 藤原初枝、藤原勝人持分	1(あ)	平成16年4月20日受付第22876号抹消	
2	京都市北区大宮西小野堀町 <u>43番13の土地</u>	1(あ)	平成16年4月20日受付第22876号抹消	
3	京都市北区大宮西小野堀町 <u>44番1の土地</u> 藤原初枝、藤原勝人持分	1(あ)	平成16年4月20日受付第22876号抹消	
4	京都市北区大宮西小野堀町 <u>43番地13 家屋</u> 番号 <u>43番13の建物</u>	1(あ)	平成16年4月20日受付第22876号抹消	
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成9年12月11日	
	余白	余白	平成16年4月20日全部抹消	

共同担保目録				
記号及び番号	(㉔)第4549/1307号		調製	平成9年12月11日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備	
1	京都市北区大宮西小野堀町 <u>43番1の土地</u> 藤原初枝、藤原勝人持分	1(い)	平成16年4月20日受付第22877号抹消	
2	京都市北区大宮西小野堀町 <u>43番13の土地</u>	1(い)	平成16年4月20日受付第22877号抹消	
3	京都市北区大宮西小野堀町 <u>44番1の土地</u> 藤原初枝、藤原勝人持分	1(い)	平成16年4月20日受付第22877号抹消	
4	京都市北区大宮西小野堀町 <u>43番地13 家屋</u> 番号 <u>43番13の建物</u>	1(い)	平成16年4月20日受付第22877号抹消	
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成9年12月11日	
	余白	余白	平成16年4月20日全部抹消	

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成9年9月25日	不動産番号	1307000010555
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	京都市北区大宮西小野堀町			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
44番	田	360	:	昭和43年5月17日 土地区画整理法の換地処分 他の換地 京都市北区大宮西小野堀町46番、45番 〔昭和43年5月17日〕	
44番1	余白	193	:	①③44番1、44番2に分筆 〔昭和44年10月13日〕	
余白	余白	49	:	③44番1、44番3、44番4に分筆 〔昭和53年8月23日〕	
余白	宅地	49	:00	②③昭和54年4月9日地目変更 〔昭和54年9月3日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年9月25日	

権 利 部 ( 甲 区 ) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	水澤政次郎持分全部移転	平成1年4月13日 第9671号	原因 昭和63年10月17日相続 共有者 京都市北区大宮玄塚北町23番地の1 持分2分の1 水 沢 猛 順位4番の登記を移記
2	吉野宏一、吉野和美持分全部移転	平成4年3月27日 第5720号	原因 平成4年3月27日売買 共有者 京都市北区紫竹西南町59番地 持分10分の2 藤 原 初 枝 京都市北区紫竹北栗栖町10番地 10分の3 藤 原 勝 人 順位5番の登記を移記
付記1号	2番登記名義人表示更正	余白	共有者藤原勝人の住所 京都市北区紫竹北栗栖町10番地の7 平成15年9月18日京都地方法務局長の更正許可 平成15年9月18日受付 第18432号により登記
付記2号	2番登記名義人表示変更	平成15年9月30日 第19252号	原因 平成4年3月27日住所移転 共有者藤原勝人の住所 京都市北区大宮西小野堀町43番地の13
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年9月25日
3	藤原初枝持分全部移転	平成15年9月30日 第19255号	原因 平成15年5月27日相続 共有者 京都市北区大宮西小野堀町43番地の13 持分10分の2 藤 原 勝 人
4	水沢猛持分全部移転	平成26年12月22日 第63982号	原因 平成26年6月12日相続 共有者 京都市北区大宮西小野堀町67番地 持分2分の1 水 沢 康 博

権 利 部 ( 乙 区 ) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1(あ)	藤原初枝、藤原勝人持分抵当権設定	平成4年3月27日 第5721号	原因 平成4年2月26日保証委託契約による 求償債権平成4年3月27日設定 債権額 金1,000万円 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 京都市北区紫竹北栗栖町10番地の7 藤 原 勝 人 抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目1番1号サンワ東京ビル

			三和信用保証株式会社 共同担保 目録(㉜)第4548号 順位7番(あ)の登記を移記 共同担保 目録(㉜)第4548/1307号
1(い)	藤原初枝、藤原勝人持分根抵当権設定	平成4年3月27日 第5721号	原因 平成4年3月27日設定 極度額 金550万円 債権の範囲 保証取引 保証委託取引 手形債権 小切手債権 債務者 京都市北区紫竹北栗栖町10番地の7 藤原勝人 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目1番1号サンワ東京ビル 三和信用保証株式会社 共同担保 目録(㉜)第4549号 順位7番(い)の登記を移記 共同担保 目録(㉜)第4549/1307号
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年9月25日
2	1番(あ)抵当権抹消	平成16年4月20日 第22876号	原因 平成16年3月26日解除
3	1番(い)根抵当権抹消	平成16年4月20日 第22877号	原因 平成16年3月31日解除

共同担保目録			
記号及び番号	(㉜)第4548/1307号	調製	平成9年12月11日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	京都市北区大宮西小野堀町 43番1の土地 藤原初枝、藤原勝人持分	1(あ)	平成16年4月20日受付第22876号抹消
2	京都市北区大宮西小野堀町 43番13の土地	1(あ)	平成16年4月20日受付第22876号抹消
3	京都市北区大宮西小野堀町 44番1の土地 藤原初枝、藤原勝人持分	1(あ)	平成16年4月20日受付第22876号抹消
4	京都市北区大宮西小野堀町 43番地13 家屋 番号 43番13の建物	1(あ)	平成16年4月20日受付第22876号抹消
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成9年12月11日
	余白	余白	平成16年4月20日全部抹消

共同担保目録			
記号及び番号	(㉜)第4549/1307号	調製	平成9年12月11日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	京都市北区大宮西小野堀町 43番1の土地 藤原初枝、藤原勝人持分	1(い)	平成16年4月20日受付第22877号抹消
2	京都市北区大宮西小野堀町 43番13の土地	1(い)	平成16年4月20日受付第22877号抹消
3	京都市北区大宮西小野堀町 44番1の土地 藤原初枝、藤原勝人持分	1(い)	平成16年4月20日受付第22877号抹消
4	京都市北区大宮西小野堀町 43番地13 家屋 番号 43番13の建物	1(い)	平成16年4月20日受付第22877号抹消
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成9年12月11日
	余白	余白	平成16年4月20日全部抹消

- \* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- \* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2025/10/03 17:23 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成9年9月25日	不動産番号	1307000010558
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	京都市北区大宮西小野堀町			[余白]	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
44番4	田	124:	:	44番1から分筆 〔昭和53年8月23日〕	
[余白]	宅地	124:23	:	②③昭和53年11月1日地目変更 〔昭和53年11月27日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年9月25日	

権 利 部 ( 甲 区 ) ( 所 有 権 に 関 す る 事 項 )			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和54年2月27日 第4782号	原因 昭和54年2月27日売買 所有者 京都市北区大宮東小野堀町39番地1 橋本永太郎 順位3番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年9月25日

- \* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- \* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成9年9月25日	不動産番号	1307000010552
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	京都市北区大宮西小野堀町				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
43番12	田		7:89	43番1から分筆 〔昭和53年8月23日〕	
余白	宅地	余白	:	②昭和53年11月1日変更 〔昭和53年11月27日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年9月25日	

権 利 部 ( 甲 区 ) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和54年2月27日 第4782号	原因 昭和54年2月27日売買 所有者 京都市北区大宮東小野堀町39番地1 橋本永太郎 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年9月25日

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。  
\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。